

令和5年度第7回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年10月19日(木)午前9時30分～午前10時24分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、井上 浩一郎、
上田 正士、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、
神田 一夫、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、長尾 誠大、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 伊都子、山根 良男

(2)欠席委員(2名)

重國 誠司、吉富 崇子

(3)事務局

岸本局長・森原参事・藤田主幹・久保主幹・岩瀬副主幹

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

賀屋 忠之（かや ただゆき）委員 及び、

神田 一夫（こうだ かずお）委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は206アールとなります。

議案第2号、陶、有償移転です。

申請人は、福岡県宗像市内に居住する者です。

取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第3号、陶、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は35アールとなります。

議案第4号、鋳銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は21アールとなります。

議案第5号、秋穂東、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は70アールとなります。

議案第6号、秋穂東、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は69アールとなります。

議案第7号、秋穂東、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は5アールとなります。

議案第8号、阿知須、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は280アールとなります。

議案第9号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は28アールとなります。

議案第10号、徳地引谷、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は600アールとなります。

議案第11号、徳地小古祖、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は24アールとなります。

議案第12号、徳地堀、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は5アールとなります。

議案第13号、阿東生雲東分、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は20アールとなります。

議案第14号、阿東徳佐上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は45アールとなります。

議案第15号、阿東徳佐上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は884アールとなります。

議案第16号、阿東徳佐中、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は241アールとなります。

議案第17号、阿東地福上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は115アールとなります。

議案第18号、阿東地福上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は38アールとなります。

議案第19号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する農地所有適格化法人です。

取得後の経営規模は2,973アールとなります。

議案第20号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は25アールとなります。

議案第21号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は25アールとなります。

議案第22号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は37アールとなります。

議案第23号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は30アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

議案第2号の陶の所有権移転ですけど、農地の取得者が福岡県在住の方ですけど、住居も取得され移住されるのですか。

B委員

住居を取得され、移住し営農される予定です。

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、すべて「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開きください。合わせて、参考位置図24ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第24号、黒川、公共施設に比較的近い第2種農地の通路を拡幅するものです。

議案第25号、黒川、公共施設に比較的近い第2種農地の通路を拡幅するものです。

議案第26号、黒川、公共施設に比較的近い第2種農地の通路を拡幅するものです。

議案第27号、吉田、用途地域内の第3種農地に、法面を設置するものです。

議案第28号、平井、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第29号、幸町、用途地域内の第3種農地に、集合住宅を建設するものです。

議案第30号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、集合住宅を建築するものです。

議案第31号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、土のう置場及び駐車場を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び

現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【発言なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案17ページをお開きください。合わせて、参考位置図30ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第32号、大内問田三丁目、用途地域内の第3種農地に、資材置場を整備するものです。

なお申請地は、平成30年7月頃、農地法の許可を得ることなく資材置場として整備されているものですが、北部地区協議会で追認され、申請人からは今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議案第33号、大内千坊六丁目、用途地域内の第3種農地に、駐車場を整備して販売するものです。

議案第34号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、資材置場、廃棄物一時保管場所を整備するものです。

議案第35号、松美町、用途地域内の第3種農地に、店舗を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第36号、吉敷赤田一丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第37号、吉田、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第38号、平井、用途地域内の第3種農地に、事務所を建設するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第39号、朝田、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

議案第40号、嘉川、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建設するものです。

議案第41号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、貸資材置場を整備するものです。

議案第42号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、雨水排

水路を設置するものです。

議案第43号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第44号、佐山、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、児童養護施設を建設するものです。

議案第45号、阿知須、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

議案第46号、徳地堀、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に農家用住宅を建築するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【発言なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第35号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第47号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計75筆 104,195 m²でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。

議案第48号、農用地区域の変更について説明いたします。

地区協議会において審議していただいたとおり、除外が6件、2,334㎡、用途変更が1件、270㎡でございます。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地区域の変更について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地区域の変更については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、議案第49号農地利用最適化推進委員の辞任についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

このたび、山口市・・・C農地利用最適化推進委員から辞任届けが提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条の規定により推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができるとなっております、辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良識にもとづいて判断するとなっております。

C農地利用最適化推進委員の辞任理由は、体調不良によるものとなっております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありました、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。ただいま審議しました、農地利用最適化推進委員の辞任について、承認する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農地利用最適化推進委員の辞任について、承認することといたします。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案第50号の資料を御覧ください。

このたびは、阿東嘉年上及び阿東嘉年下、筆数は58筆、25,057㎡です。

資料1ページに全体の位置を、2ページから3ページに該当農地の筆別詳細を掲載しており、4ページ以降が各対象地の航空写真及び現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。御審議よろしくお願いします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務

議案32ページをお開きください。合わせて、参考位置図44ページを御覧ください。

議案第51号から議案第62号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区4件、川東地区2件、川西地区3件、阿東地区2件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第51号、第57号、第61号については、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第52号から第56号及び第58号から第60号、第62号については、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。10月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【発言なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【発言なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和5年度第7回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年10月28日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 賀屋 忠之

署名委員 神田 一夫

記 録 者 岩瀬 彰英